

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年4月19日

青森地方法務局五所川原支局 登記官 下山 繁子
記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局五所川原支局登記係

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (m ²)
4201-2024-0001	五所川原市大字金山字泉45	墓地	171
4201-2024-0002	五所川原市大字金山字泉131	墓地	79
4201-2024-0003	五所川原市大字金山字泉田6	墓地	245
4201-2024-0004	五所川原市大字金山字泉田78	墓地	265
4201-2024-0005	五所川原市大字金山字泉田122	墓地	93
4201-2024-0006	五所川原市大字金山字梅ヶ枝69	原野	9.07
4201-2024-0007	五所川原市大字金山字盛山111	墓地	83
4201-2024-0008	五所川原市大字金山字盛山112	墓地	130
4201-2024-0009	五所川原市大字金山字千代鶴114	墓地	233